

平成29年10月30日

柳川市との「移住定住連携協力に関する協定書」締結について

佐賀銀行（頭取 陣内 芳博）と、柳川市（市長 ^{かねこ}金子 ^{けんじ}健次）は、柳川市内への移住・定住の促進活動を協働して進めるため、「柳川市移住定住連携協力に関する協定書」を締結しましたので、お知らせいたします。

記

1. 締結日

平成29年10月30日（月）

2. 効力発生日

平成29年11月1日（水）

3. 連携協定締結の目的

当行と柳川市が相互に連携・協力し、柳川市内への移住・定住の促進活動を強化することで、人口減少問題の克服及び地域経済の活力維持を図ることを目的とします。

4. 連携協定の内容

- （1）住宅取得に関すること
- （2）住宅のリフォーム等に関すること

5. 連携の具体的内容

柳川市内への移住・定住を希望する方への住宅取得等のためのローンについては申込基準を緩和し、空き家の解体等のためのローンについては金利を優遇します。

資金使途	対象商品	優遇内容
・住宅取得資金 ・住宅リフォーム資金 ・木造戸建て住宅の耐震改修資金 ・住宅用太陽光設置資金	あっとほー夢ローン等	申込基準の緩和 ・年収基準 ・勤続（営業）年数基準
・空き家の解体、リフォーム資金	空き家対策ローン	当行所定の融資利率より優遇

※店舗併用住宅については、居住部分の面積が1/2以上となる併用住宅が対象となります。

以上

本件に関するお問合せ先

営業支援部 法人渉外グループ
（担当 田中丸）
TEL：092(262)7803

このまちで、あなたと



佐賀銀行